

連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」規則¹⁾

2014年06月27日 No. 589ロシア連邦政府決定により承認

the Statute of the Federation-budgeted Institution "Russian Academy of Sciences"

Established by the decision of Russian Government of June 27,2014 No.589.

遠藤 忠 訳

translated by ENDO Tadashi

I. 総則

1. ロシア科学アカデミーは1724年1月28日（2月8日）²⁾、ピョートル I 世の指示の下、元老院令により設置された。ロシア高等学術機関として1991年11月21日付No.228ロシア共和国大統領令「ロシア科学アカデミーについて」により再興された。「ロシア科学アカデミーおよび国立科学アカデミーの再編ならびにロシア連邦諸法の修正に関する」連邦法（以下、連邦法）に基づき、連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー（以下、アカデミー）」にロシア医学アカデミーおよびロシア農学アカデミーを併合する。

ロシア連邦の領土内においてはアカデミーはソビエト連邦科学アカデミーの法的継承者である。

アカデミーはロシア医学アカデミーおよびロシア農学アカデミーの法的継承者である。

2. アカデミーは、国立科学アカデミー³⁾であり、ロシア連邦において学術研究の学術指導を行いかつ学術研究を行う学術機関であり、連邦国家予算機関形態で設置された非営利機関である。

3. アカデミーのロシア語での正式名称は、連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」である。アカデミーのロシア語での略称はРАН P A Hである。

アカデミーの英語での正式名称は、Russian Academy of Sciencesである。アカデミーの英語での略称はラス RASである。

アカデミーは、連邦法第18条第9項に示されている組織名称の中でアカデミーの名称を使用する場合を除いて連邦法に定められた自らの名称を独占的に使用する権利を有する。アカデミーの名称を違法に使用するものは、アカデミーの請求によりその名称の使用を必ずやめ、それによってアカデミーにもたらされた損害を償わなければならない。

4. アカデミーは、ロシア連邦の国章をかたどりまたロシア語で自らの正式名称を標示した印章および自らの名称とその他法人要件を伴った印鑑と用紙、紋章、さらに、ロシア連邦法令に定められた手続きで制定、登録された商標、勤務員章その他の識別手段をもつ。

5. ロシア科学アカデミーの所在地は、119991、モスクワ市レーニンスキー大通り14番地である。
6. アカデミーの設置者でありその資産の所有者はロシア連邦である。
7. ロシア連邦を代表してアカデミーの設置者としておよび連邦資産の所有者としての職務と権限を行使するのはロシア連邦政府である。
8. ロシア連邦政府はアカデミー設置者としておよび連邦資産所有者として以下の職務と権限を行使する。
 - a) アカデミー会員総会で採択されたアカデミーの規則およびその修正の承認。
 - б) アカデミー総裁の任命および解任。
 - в) アカデミー総裁との労働契約の締結および解約。
 - г) ロシア連邦法令に従いつつ本規則に規定された基本的活動種による国家的役務（仕事の遂行）提供の国家による指示（以下、国家課題）の形成および承認。
 - д) 設置者によりアカデミーに所属せしめられた特別な価値を有する動産一覧ないしは当該資産の獲得のために設置者によりアカデミーに配分された資金でアカデミーが得た動産一覧の承認。
 - е) 設置者によりアカデミーに所属せしめられた不動産一覧ないしは当該不動産の獲得のために設置者によりアカデミーに配分された資金でアカデミーが得た不動産一覧、さらに一覧の修正の承認。
 - ж) 連邦法「非営利組織について」92条第13項に定める基準に合致する大規模取引引きをアカデミーが行う場合、事前に合意を与えること。
 - з) 連邦法「非営利組織について」2条に定める基準に基づいて決められる利害関係を有する取引引きにアカデミーが関することを認可する決定を行うこと。
 - и) アカデミーの基本的活動に含まれる役務（労働）に対する個人および法人に対して国家課題を超えてアカデミーが支払う場合、または国家課題の範囲内であっても連邦法に定める場合において、その対価を定める手続きを承認すること。
 - к) アカデミーの活動成果報告書およびロシア連邦財務省が定める一般基準に従ってアカデミー専属連邦財産の使用報告書構成と承認の手続きを決めること。
 - л) ロシア連邦財務省が定める一般基準に従って、アカデミーの財政・経営計画の構成と承認の手続きを決めること。
 - м) 所有者によりアカデミーに専属せしめられている高額な動産あるいは当該動産の取得のために所有者がアカデミーに配分した資金でアカデミーが取得した高額な動産の処分に同意を与えること。
 - н) 貸与物件を含めアカデミーの不動産の処分に同意を与えること。
 - о) 連邦法の定める手続きと場合において、アカデミーが（その提供契約に特段の規定がない場合）資金および高額な不動産を除く資産、または不動産を経営陣の共

同出資金に繰り入れること、ないしは、設置者や共同設置者としてこの種の資産を経営陣に引き渡すことに同意すること。

- п) 連邦法が定める場合において、アカデミーが設置者ないしは共同設置者として非営利組織に、資金（その提供契約に特段の規定がない場合）および所有者がアカデミーに専有させたりあるいは当該資産取得のために所有者が配分したりした資金でアカデミーが取得した高額な動産さらに不動産を除くその他の資産の引き渡しに同意すること。
- р) ロシア連邦労働法典に基づき、雇用者の発議によりアカデミー総裁との労働契約の解消を引き起こすアカデミーによる債務滞納許容限度額を決定すること。
- с) 連邦法「法人による商品, 労働, 役務買収に関して」に基づいて行われる商品, 労働, 役務の買収に関する規程を承認すること。
- т) その他, ロシア連邦法令に基づき, アカデミーの連邦財産の設置者および所有者の職務と権限を行使すること。

9. アカデミーの定期刊行物は『ロシア科学アカデミー通報』であり、情報-遠隔通信網「インターネット」上のアカデミーの公式サイトは<http://www.ras.ru>（以下、アカデミー公式サイト）である。

10. アカデミーの活動期間は無期限である。アカデミーは連邦法に基づいて再編することができる。

II. アカデミーの活動目的, 活動形態, 基本的任務と職務

11. アカデミーの活動目的は、自然科学、工学、医学、農学、社会科学、人文科学の重要方面で行われる基礎的研究と探索的研究の継承性と調整を保障することであり、国家権力機関の活動に対する専門家による学術性の保証ならびに学術機関と高等教育機関の学術および科学技術活動の学術指導を確実に行うことである。

12. アカデミーの活動目標は以下のとおりである。

- а) 自然, 社会, 人間の発展法則に関する新知識およびロシアの生産技術や経済, 社会, 精神の発展を促進する新知識の取得を目指した基礎的および探索的研究を実施し, 発展させること。
- б) 国家機関および組織の活動の専門家による学術的評価。
- в) ロシア連邦における学術の発展を振興すること。
- г) 学術的知識の普及および学術の地位の向上。
- д) 学術と教育の結びつきの強化。
- е) 研究者の地位向上と社会的保護の支援。

13. アカデミーの基本的任務は以下のとおりである。
- a) 科学技術に関する国家政策の策定と実現に関する提案を行うこと。
 - б) 連邦予算による基礎的および探索的学術研究を行い、長期的なロシア連邦の基礎的学術研究計画の立案および諸計画間の調整に加わること。
 - в) 科学技術に関する大小さまざまな計画の専門的評価を行うこと。アカデミーで専門的評価に付される大小さまざまな科学技術計画の基準および当該評価機関への送付手続きはロシア連邦政府によって定められる。
 - г) 国家機関および組織に対する学術指導サービス⁵を供与し、専門的評価を行うこと。
 - д) 諸外国およびロシアの学術研究の成果を分析研究し、ロシア連邦に対しそれらの利活用に関する勧告を作成すること。
 - е) 学術および（あるいは）科学技術活動を行う諸主体との学術的結びつきや協力関係を強化すること。
 - ж) 学術の物的および社会的基盤の発展のための提案を作成し、学術と教育の結合を強め、基礎的学術研究のイノベーション力を効果的に実現し、研究者たちの社会的福祉を向上させること。
 - з) 学術および学術の成果としての知識や学術や工学の成果の普及ならびに宣伝を行うこと。
14. その基本的任務実現のために、アカデミーは国家的使命の範囲内において以下のような基本的活動形態を行う。
- a) ロシア連邦国家権力機関の要請によるものを含め、学術・技術計画の専門的評価や自らの管轄下でない国立学術機関の活動成果の点検および評価を行うとともに、連邦予算を使って生み出された学術的および（あるいは）科学技術上の成果の専門的評価を行う。
 - б) 定められた手続きにより学術および科学技術活動ならびにイノベーション活動や知的財産の保護の領域における法規定の作成および専門的評価に加わること。
 - в) ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府に対し、ロシア連邦における基礎的学術の状況およびロシア人研究者があげた重要な学術的成果についての報告書を作成し、提出すること。
 - г) 基礎的学術の優先的発展方向とともに探索的研究の方向についての提案を策定すること。
 - д) 次期予算年度で学術機関および高等教育機関が行うことになる基礎的学術研究および探索的研究の財政措置として割り当てられる国庫支出金の額および種類に関し、またその支出の宛先についての勧告を作成し、ロシア連邦政府に提出すること。
 - е) 国際的な学術連盟およびその管理機関においてロシアの研究者を代表し、その他

の国際的組織に参加し、諸外国の科学アカデミーおよび学術研究組織と学術情報協力に関する協定を締結し、国際的な学術大会や代表者会議、シンポジウム、セミナーの組織および実施に参加すること。

- ж) 学術論文の出版を含む編集・出版活動を行い、ロシア人研究者が行う学術研究の成果を公刊する学術雑誌を創刊、発行すること。
- з) 科学と工学の重要な発展方向に関する学術会議や専門的評価委員会、研究調整会議等を設置すること。
- и) 卓越した研究者の記憶を不朽のものとする。金メダルや優れた研究者を記念する賞、若い研究者のためのメダルおよび賞、高等教育課程在籍学生のためのメダルおよび賞を含め、卓越した学術および科学技術の成果に対するメダルおよび賞を設けること。
- к) 名誉称号を設け、ロシア人および外国人研究者に授与すること。

15. 所定の国家課題の範囲内で連邦法に規定された場合においてと同様、所定の国家課題を超えてもアカデミーは自らの基本的活動形態に含まれる活動を、市民および法人のために有償かつ同一活動において同一条件で行う（サービスを提供する）権利を有する。

16. アカデミーはその設置目的の達成や既述の目的に資する場合にのみ、基本的活動形態とは異なる以下の活動形態を行う権利を有する。

- а) 本規則第14項に示されているものを除く専門的評価(大小さまざまな計画や文書、学術研究活動の結果の専門的評価、国家的文化財の専門評価、教科書(その他の学習指導書及びその他の書籍)の検定)。
- б) 知的活動の成果に対する指示(注文)による創造。
- в) 学術指導や専門的助言・評価サービスを提供すること。
- г) 学術的および文化的な展示会やセミナー、会議その他の催しに関するサービスの提供。
- д) アカデミーの活動に係る印刷物の製造および販売、視聴覚製品や情報その他の物品の発行、普及、放映。
- е) ロシア連邦法令および本規則が定める手続きと基準に従って不動産を含む資産の有償貸与。
- ж) 会議やその他の学術組織的および学術研究的な行事の組織と実施。

17. アカデミーは、自らの目的、課題、職務を実現する組織や活動の立ち上げに関する問題や、自らの目的、課題、職務を実現する国際的組織や活動を立ち上げたり、参加したりする問題に関する建言をロシア連邦政府(その他政府より権限委譲された国家機関)に行う権利を有する。

18. アカデミーは、ロシア連邦の法令に定められた手続きにおいて他の組織に加わる権

利を有している。

19. アカデミーは、発注者として大規模建設や改築、大規模修繕を行い、アカデミーに委ねられている管理権のもとにある不動産上の施設の技術的、経営的サービスを提供し、史跡や歴史的建造物の保全、アカデミー会員の移動サービスを行う権利を有している。

Ⅲ. アカデミー会員およびアカデミー外国人会員

20. アカデミーを構成するものは、アカデミー会員（正会員⁶および準会員）および外国人会員である。

アカデミー会員およびアカデミー外国人会員は、アカデミーの正会員あるいはアカデミーの準会員、アカデミーの外国人会員を証明する所定のデザインの証書を受領する。

21. アカデミー会員は、すぐれた学術的業績を有し、連邦法令および本規則に定められた手続きと基準においてアカデミー会員総会で選出されたロシア人研究者である。アカデミー会員の定員は、アカデミー会員総会の提案によりロシア連邦政府が承認する。

22. アカデミーの正会員に選ばれるのは第一級の学術的意義を有する業績によって学術を豊かにした研究者である。アカデミー準会員に選ばれるのは、すぐれた学術的業績によって学術を豊かにした研究者である。

23. アカデミーの会員は終身任期で選ばれる。

24. アカデミー会員の主たる目的は、学術を新しい知識と業績で豊かにすることにある。

25. アカデミー会員は、アカデミーの部門の一つに所属する。

26. アカデミー会員はアカデミーの他部門に異動することができる。当該アカデミー部門の規程が定める手続きに従い異動が行われる部門によって異動に関する決定が行われる。

27. ある部門に所属するアカデミー会員は、秘密投票によって表明された他部門の会員の多数の同意を得て、その部門の活動に加わり、アカデミー会員候補選挙や当該部門正会員幹事⁷選挙、部門幹事局⁸局員選挙での投票権を除いて、その部門の会員の権利を行使することができる。

28. 地方部門に属するアカデミー会員は同時にアカデミーの部門の一つに属する。

29. ロシア連邦法令および本規則に特段の定めがない場合、アカデミー会員は、アカデミー会員総会の権能に含まれるすべての議題について採択権をもってアカデミー総会に参加する。

30. アカデミー会員は以下の権利を有する。

a) ロシア連邦法令および本規則が定める手続きによりアカデミーの管理に参加すること。

b) アカデミーの管理機関選出の選挙を行うことと、当該機関に選ばれること。

B) 学術的問題および学術組織的問題をアカデミー幹部会の審議に提起し、その審議

に加わること。

- г) 以下の手続きで、アカデミーの活動に関する情報を受け取ること。すなわち、アカデミーの管理機関の権能に係る情報は、文書による申請により申請日より30日以内において当該機関により文書をもって提供されること。

アカデミーの会員総会（アカデミー幹部会会議）に出席しているアカデミー会員に対しては、回答要請がなされた時点において当該機関がアカデミー会員の求める十分かつ確実な情報を有しておりまた情報の通知が議事進行を妨げない限りにおいて、総会（会議）実施中に当該会員の口頭ないしは文書による要請にもとづいて口頭ないしは文書で提供されること。アカデミー会員は、質問された情報の提供がアカデミー幹部会事務局職員⁹の権能に含まれる場合、当該職員から直接に情報を受け取る権利を有すること。

アクセスが制限された情報である場合、その情報はロシア連邦法令に定める場合と手続きにおいてアカデミー会員に提供されること。

- д) アカデミー会員の称号を授与された時から生涯にわたってロシア連邦政府が定める金額と手続きで毎月の支払金を受け取ること。
- е) 本連邦法およびその他の連邦法に従い、上記以外の権利を行使すること。

31. アカデミー会員は以下の義務を負う。

- а) アカデミーに課されている任務の実現に積極的に参加し、その活動目的の達成に協力すること。
- б) アカデミーの管理機関の決定によりアカデミーの専門的評価活動に加わるとともに、アカデミーの目的の達成や基本的任務の実現またアカデミーの職務遂行のためのその他の活動にも加わること。
- в) アカデミーの会員総会やアカデミーの部門総会、アカデミーの地方部門総会のメンバーであるならこれに出席し、これら総会やアカデミー幹部会、アカデミー総裁の決定事項を実施すること。
- г) アカデミーの管理機関に選出された場合には、当該管理機関の権限と職務に基づく諸義務をしかるべく遂行すること。
- д) 本規則の求めるところを順守すること。
- е) 学術的倫理基準や、学術の威信とアカデミー会員の権威を高める人格的模範となること。
- ж) 自らの学術活動および（ないしは）科学技術活動に関する報告、またその年の間に挙げた学術上のおよび（ないしは）科学技術上の成果に関する報告を文書にして毎年提出すること。報告は当該アカデミー会員が所属するアカデミーの部門に、アカデミー幹部会が定める書式および期限において報告年度の終わりまでに提出されること。

32. アカデミー外国人会員は世界の学術界から高い評価を得ているものであって、本規則の定める手続きと基準によりアカデミー会員総会で選出された外国人研究者である。

33. アカデミー外国人会員

- a) 外国人会員は、本規則およびアカデミー管理機関の決定により定められたその法的地位に関する特例が特にない場合、選出の時よりその権利と義務を有する。
- б) アカデミー外国人会員の証書を受け取るにあたり、アカデミーによりロシア連邦に招待される。証書授与にあたっては、アカデミー幹部会の会議の席において学術報告を行う権利が与えられる。外国人会員がロシア連邦を訪問することができない場合、証書は当該国に所在するロシア連邦大使館あるいは国外においてロシア連邦の国益を代表するその他の機関（組織、個人）を通じて当人に渡される。
- в) 外国人会員は、選出されたアカデミーの当該部門の会員となる。
- г) アカデミー会員総会の開催について通知され、アカデミー幹部会の学術行事にはロシア連邦に招待される。
- д) アカデミー会員総会に評議権をもって出席する権利を有する（評議権を有する人物は、総会の議題の審議に参加することはできるが、総会の議題の票決に加わる権利はもたない）。
- е) 当該学術研究分野の発展や国際的な学術交流の拡大その他の学術的問題や学術組織に関する問題を科学アカデミー幹部会の審議に提起する権利を有する。
- ж) さまざまな学術分野の発展予測に係る活動や学術上および科学技術上の専門的評価の実施に参加するためにアカデミー幹部会より招待されることがある。
- з) 所属アカデミー部門が行う学術行事に関して当該部門より情報を提供される。
- и) アカデミーの機関誌『ロシア科学アカデミー通報』を毎号アカデミーの負担で受け取る権利を有する。

IV. アカデミー会員および外国人会員の選出手続きと基準

34. アカデミー会員の選挙（以下、選挙）は、3年に1回以上行われる。

選挙の日時、専門名、専門ごとの欠員数、部門・分科・地方部門ごとの配置は、アカデミーの部門・地方部門・地方学術センターの提案を考慮してアカデミー幹部会により定められる。

35. 選挙実施についてのアカデミー幹部会の通知（以下、通知）は、選挙実施の4か月以上前にアカデミーの公式サイトに公示される。選挙の情報公開性を高めるために、アカデミー幹部会は、さらに、『ロシア科学アカデミー通報』誌やその他のマスメディアでも通知を公示する。

公示後に専門の名称やその部門ごとの配置、専門ごとの欠員数を変更することは認め

られない。

36. アカデミー分科会議¹⁰、部門総会、アカデミー会員総会における秘密投票のために、候補者名の記された投票用紙が配布される。投票用紙上の候補者名に対して、「選出」と「否決」が表記され（部門総会において分科で選ばれた候補者を承認する場合は「承認」と「否決」）、投票するものはそのどちらかを抹消する。もし、投票用紙上の候補者名に対するどちらの言葉も抹消されていない場合、あるいは、どちらも抹消されていたり、その他の書き込みがなされていたりした場合は、当該候補者に関してその投票用紙は無効とみなされる。

アカデミー分科会議およびアカデミー部門総会での投票の場合、投票者は、汚損された投票用紙を票数計算委員会に渡して取り替えてもらう権利をもっている。そのことは投票用紙配布名簿にその旨記録される。

37. アカデミー会員総会での投票の計算は、アカデミーの正会員から選ばれた票数計算委員会により行われる。

38. アカデミー会員候補の推薦権は、学術機関および国家認証を有する高等教育機関、アカデミーの学術会議¹¹に与えられる。候補者の推薦は、学術会議および科学技術会議¹²あるいは幹部会の会議で秘密投票による単純過半数で行われる。アカデミーの正会員候補の推薦権は正会員に、また、準会員候補の推薦権はアカデミー会員に与えられている。

アカデミー会員候補の名前は候補として推薦を受ける専門名と推薦理由を添えて文書の形で、公示日から45日以内にアカデミーに送られる。

39. アカデミー会員候補に関する文書の提出と受理は7月および8月には行われない。

40. アカデミー幹部会に提出されるアカデミー会員候補に推薦されたものの候補者推薦書に添付するものは、候補者を推薦した組織の決定（2部）および秘密投票の結果あるいは推薦理由書（アカデミー会員が候補者を推薦する場合）、候補者の履歴書、写真が添付された人材登録調書¹³、博士証書と教授審査証の写し、所属職場による候補者の学術活動に対する成績評価書および推薦と選出に対する候補者の同意書である。

アカデミーの準会員をアカデミーの正会員に推薦する場合は、推薦書および推薦と選出に対する候補者の同意書が提出される。候補者の希望があれば、学術活動に対する成績評価書と学術業績目録への追加を提出することができる。

41. アカデミー会員候補者は、一つの専門についてのみ、かつ正会員候補あるいは準会員候補の一つについてのみ推薦されることができる。

二つの専門で候補者の推薦が受理され、候補者が希望する専門を明記した申請書を提出していない場合、候補者をどの専門で推薦するかの決定は部門幹事局（専門が単一の部門で公示されている場合）か、あるいはアカデミー幹部会（専門が異なる部門にまたがって公示されている場合）が行う。

推薦が受理された候補者の名前は選挙の2ヶ月以上前に『ロシア科学アカデミー通報』

およびアカデミー公式サイトに公示される。

アカデミー会員の選挙は、アカデミー部門の分科で選ばれ、アカデミー部門総会により承認された候補者を対象にしてアカデミー総会によって行われる。

42. アカデミー幹部会は、アカデミー会員候補者推薦のために定められた期日終了後10日以内に、受理された候補者すべてについての資料をアカデミーの当該部門に送付する。アカデミーの部門は部門所属会員のすべてがその資料を知りうるよう方策を採る。

43. アカデミーの部門幹事局は、アカデミーの公式サイトに公示された日から14日以内にアカデミー所属の正会員の中から分科の審査委員会を任命する。審査委員会はアカデミー幹部会が定める期日内で、アカデミーの部門に提出された資料を検討し、候補資格のすべてについて結論を下し、アカデミー会員候補の選出にとって最もふさわしいものを推薦する。

44. アカデミーの分科会議で正会員候補の選出を行い、アカデミーの部門総会でその承認を行う場合、投票に参加する者は、アカデミーの当該分科（部門）に所属し、会議に出席している正会員だけである。アカデミーの分科会議でアカデミー準会員候補の選出を行い、アカデミーの部門総会でその承認を行う場合、投票に参加するのは、アカデミーの当該分科（部門）に所属し、会議に出席しているアカデミー会員である。候補者の選出と承認は秘密投票により行われる。

45. 審査委員会は、アカデミーの部門内の分科会議に、受理された候補者すべてについての審査結果を提出する。候補者についての審議ののち、正会員候補および準会員候補の選出が行われる。投票は公示されたすべての専門について同時に行われる。

1回目の投票においては投票用紙には受理された候補者すべてが掲載されているが、審査委員会が推薦した候補者が先頭に記載される。

46. アカデミーの部門内の分科で正会員候補（準会員候補）の選出にあたっては、投票に参加した当該分科の正会員（会員）の投票の3分の2以上の得票があり、かつその得票が当該分科の正会員（会員）の名簿登録数の半数以上に相当していなければならない。

ある投票回において候補者が選出に必要な票数を獲得し、かつその回において選出必要票数以上を得た全候補者の数が前回の投票において埋められていない当該専門の欠員数（1回目の投票においては当該専門の全欠員数）を超えない場合、候補者はその回の投票において選出されたとみなされる。

47. 1回目の投票において当該専門で選出された候補者の数が、当該専門の欠員数より少ない場合、2回目の投票が行われる。1回目と2回目の投票の結果、当該専門の欠員が満たされずに残った場合、3回目の投票が行われる。

2回目と3回目の投票のための用紙には、前回において選出に必要な投票数の半分以上を得たものだけが記載される。この時、前回投票時に選出に必要な投票数を得た候補者（そのようなものがいれば）が、先頭に記載される。

48. 3回目の投票で、当該専門で多くの候補者が選出に必要な投票を獲得し、しかも当該専門での欠員が残されている場合、追加投票が1回行われる。この場合、投票用紙に記載されるのは、3回目の投票で選出に必要な投票数を獲得した候補者のみである

この追加回において、候補者が当該分科の正会員の名簿登録数の半数以上投票を獲得し、かつこの追加回において同数以上の投票を獲得した全候補者数が3回目投票後埋められずに残っている当該専門の欠員数を超えない場合、正会員（準会員）候補者は追加されたこの投票において当選したとみなされる。

49. アカデミーの部門内分科の長は、アカデミーの部門総会に正会員および準会員の選出結果についての情報を提出する。審議ののち、分科会議で選出された候補者を当該部門の候補者として承認する件について秘密投票が行われる。候補者が、投票に参加した当該部門の正会員（会員）の投票の半数以上で、当該部門の名簿登録正会員（会員）数の3分の1以上の投票を獲得した場合、その正会員（会員）候補者が部門総会により承認を受けたとみなされる。候補者承認に関する投票の実施は2回以下である。

50. アカデミーの部門の正会員幹事は、アカデミー会員総会に部門で行われた正会員候補者および準会員候補者の選挙結果について情報を提出する。部門から推薦された候補者について審議したのち、秘密投票でアカデミー会員の選挙が行われる。

51. アカデミーの正会員および準会員の選挙は、アカデミー会員総会において1回の投票において同時に行われる。

52. 正会員選挙の投票に参加するのはアカデミー会員総会に出席している正会員だけである。

準会員選挙の投票に参加するのはアカデミー会員総会に出席しているアカデミー会員全員である。

53. 正会員候補者は、投票に参加した正会員の3分の2以上の得票を獲得し、それが正会員の名簿登録数の半数以上であれば、当選とみなされる。

準会員候補者は、投票に参加したアカデミー会員の3分の2以上の得票を獲得し、それがアカデミー会員の名簿登録数の半数以上であれば当選とみなされる。

54. アカデミー外国人会員の選挙は、アカデミー会員選挙と同時に行われるが、3年間で1回以上である。

55. アカデミー外国人会員の選出枠数および部門間の配分はアカデミー幹部会により定められる。

56. アカデミー幹部会によりアカデミーの部門に割り当てられた欠員へのアカデミー外国人会員の推薦は、アカデミーの部門幹事局の拡大会議で行われる。この会議には、当該部門を構成する正会員全員（決定権をもつ）を招集する。

アカデミー外国人会員推薦に関する決定は、単純過半数の秘密投票で採択される。

57. アカデミー外国人会員候補者の選挙は、アカデミーの部門総会で行われる。候補者

に選ばれるためには、投票に出席した当該部門のアカデミー会員の3分の2以上であって、当該部門の名簿登録アカデミー会員数の半数以上の票を得る必要がある。候補者が選出に必要な票数を獲得しかつ同数以上の票数を得た当該部門の候補者数が部門に割り当てられた外国人会員の欠員数を超えない場合、候補者は選出されたとみなされる。

候補者の選挙は1回で行われる。もし、複数の候補者が1回目の投票で選出に必要な票数を得て、選出が成立しなかった場合、追加の投票が行われる（同時に）。この場合、追加投票用の投票用紙には、1回目の投票で選出に必要な票数を獲得した候補者だけが記載される。

58. アカデミーの部門の正会員幹事は、部門で行われたアカデミー外国人会員の候補者選挙の結果についての報告をアカデミー会員総会に提出する。部門が推薦した候補者について審議したのち、秘密投票によりアカデミー外国人会員の選挙が行われる。

59. アカデミー外国人会員の選挙の投票には、アカデミー会員総会に出席しているアカデミー会員のすべてが参加する。候補者が投票に参加したアカデミー会員の3分の2以上で、アカデミー会員名簿登録者の半数以上の票を獲得した場合、その候補者はアカデミー外国人会員に当選したとみなされる。

60. アカデミー会員（ロシア人研究者）の選挙結果、また、研究者がアカデミー外国人会員に選出されたことについての情報は、アカデミーの公式サイトおよび『ロシア科学アカデミー通報』誌に公示される。

V. アカデミー管理機関とその活動体制

61. アカデミーの管理機関となるのは以下のものである。

- a) アカデミー会員総会
- b) アカデミー幹部会
- B) アカデミー総裁

アカデミー会員総会

62. アカデミー会員総会は、連邦法および本規則に従って選出されたアカデミー会員およびアカデミー外国人会員により構成されるアカデミーの最高管理機関である。

63. アカデミー会員総会は以下のことを行う。

- a) アカデミーの活動目的を達成するために、活動の優先的方向を定める。
- b) ロシア連邦における基礎的学術研究の状況およびロシア人研究者が達成した重要な学術的成果に関する報告書、ならびに基礎的学術の優先的發展方向および探索的研究の方向に関する提案をロシア連邦大統領とロシア連邦政府に提出する。

- б) 学術機関および高等教育機関により行われる基礎的学術研究および探索的研究活動の財政的保障のために次期会計年度において連邦予算の中で定められる国庫支出の額と種類についての勧告を決定し、ロシア連邦政府に提出する。
- г) アカデミーの部門およびアカデミー地方部門、アカデミー会員、アカデミー外国人会員の報告を聴取し、審議する。
- д) アカデミー会員およびアカデミー外国人会員を選出する。
- е) アカデミー規則ならびにアカデミーの部門およびアカデミー代表部の規程を決定し、また、それら規則、規程に加ええられる修正を決定する。
- ж) アカデミーの部門を編制する。
- з) アカデミー地方部門の設置に関する決定を行い、それに関する提案を政府に提出し、アカデミー代表部開設についての決定を行う。
- и) アカデミー幹部会およびアカデミー総裁、副総裁、アカデミー幹部会主席研究者幹事、アカデミー部門正会員幹事を選出する。
- к) アカデミー会員の定数規定に関する提案を起案し、ロシア連邦政府に当該提案を提出する。

64. アカデミー副総裁およびアカデミー幹部会主席研究者幹事は、アカデミー総裁の推薦によりアカデミーの正会員の中から5年の任期で選ばれる。

アカデミーの部門の正会員幹事は、アカデミーの部門総会の推薦によりアカデミーの正会員の中から5年の任期で選ばれる。

同一の人物が2回を超える任期にわたってアカデミー副総裁およびアカデミー幹部会主席研究者幹事、アカデミー部門正会員幹事に就くことはできない。アカデミー副総裁およびアカデミー幹部会主席研究者幹事、アカデミー部門正会員幹事の職には、ロシア連邦の法令によって制限することが定められているならば、75歳以上のアカデミー会員が推薦されることはできない。

65. 本規則63項に示された諸事項はアカデミー会員総会の独占的権限であって、それら事項をアカデミーの他の管理機関の決定に委ねることはできない。

66. 本規則の63項 д) および и) に示された議題についてのアカデミー会員総会の決定は、秘密投票によって行われる。

67. 本規則63項に基づきアカデミー会員総会の権限に含まれる議題についての同総会の決定は、本規則に特段の定めがない場合、総会に出席しているものの単純多数で行われる。

本規則63項の и) に示されている議題についてのアカデミー会員総会の決定は、総会に出席しているアカデミー会員の投票総数の3分の2以上の多数によって行われる。

アカデミー規則に加ええられる修正は、投票に参加したアカデミー会員総会の構成員の3分の2以上の賛成をもって、アカデミー会員総会で行われる。この場合、アカデミー会員名簿登録数の過半数の投票かつアカデミーの正会員名簿登録数の過半数の投票が必

要とされる。

68. アカデミー会員総会は以下の秩序によって行われる。

- a) アカデミー会員総会は必要に応じアカデミー幹部会により召集される。ただし、少なくとも年1回は召集される。
- б) アカデミー幹部会は、アカデミー会員総会実施の日時を公示する。
- в) アカデミー会員総会の招集についてのアカデミー幹部会の通知は、選挙実施の4か月以上前にアカデミーの公式サイト上に公示される。アカデミー幹部会は、アカデミー会員に総会招集の情報を周知するために、『ロシア科学アカデミー通報』誌に当該通知を追加的に公示し、さらに、その他のマスメディアに公示する。より短い期間でアカデミー会員総会の決定を行う必要がある場合には、アカデミー幹部会は1か月の期間でこのような会議を招集する権限を有する。
- г) アカデミー会員総会の議題に関する提案は、アカデミー幹部会会員および学術機関や高等教育機関の教授会¹⁴、アカデミーの部門幹事局、アカデミー地方部門やアカデミー地方学術センターの幹部会により、アカデミー幹部会に提出される。
- д) アカデミー幹部会は、アカデミー会員総会開催の準備にあたって以下のことを行う。

アカデミー会員総会の票数計算委員会と幹事に関する規程¹⁵に定められているように、同委員会と幹事会議を編成する。

提出されている提案や総会の議事進行を考慮して議事日程を準備する。

総会出席者の登録手続きおよび秘密投票用の投票用紙の書式を定める。
- е) アカデミー会員は、自らアカデミー会員総会に出席し、登録を済ませたのちに出席とみなされる。登録の手続きはアカデミー幹部会により定められる。
- ж) アカデミー総裁は、アカデミー会員総会を開会し、定足数について総会に通告する。アカデミー会員総会は、票決権をもつアカデミー会員の過半数の出席がある場合成立する（定足数を満たす）。
- з) アカデミー総裁あるいは（総裁不在の場合）副総裁の一人が議長となってアカデミー会員総会の議事を執行する。
- и) アカデミー会員総会の議事に複数の議題が存在する場合、総会の全会一致により特段の決定がなされない限り、それらは一つ一つ独立に採決される。
- к) アカデミー会員総会の決定は、総会の決定によって記録に取りまとめられる。
- л) アカデミー会員総会の決定で取り上げられたものは、文書の形で議事録としてまとめられる。議事録は、アカデミー会員総会において議事を執行したものおよびアカデミー会員総会書記によって署名される。
- м) 票数計算委員会の議事録およびアカデミー会員総会の事務局資料は、アカデミー会員総会議事録の欠かすことのできない添付文書である。
- н) アカデミー会員総会の議事録および投票用紙は、アカデミー幹部会に保管される。

- o) アカデミー会員の選出に関する議題を有するアカデミー会員総会は、本規則で定められた手続きで行われる。
 - π) アカデミー会員総会の準備および実施上のその他の諸問題は（票数計算委員会およびアカデミー総会事務局に関する規程の一部や総会議事規則を含め）、アカデミー幹部会の決定やアカデミー総裁の命令と指示により調整される。
69. 投票結果の議事録には以下の事柄が記される。
- a) アカデミー会員総会開催の年月日，時刻，場所。
 - b) アカデミー会員総会に出席したものの名簿。
 - B) アカデミー会員総会の議題ごとの投票結果。
 - Γ) 投票の計算を行ったものの名簿。
 - Д) 決定の採択に反対票を投じかつアカデミー会員総会の議事録にそのことを記録するよう求めたものの名簿。

アカデミー幹部会

70. アカデミー幹部会は、アカデミーを管理する常設の合議制執行機関である。

アカデミー幹部会の構成には、アカデミー総裁および副総裁、その他アカデミー会員総会で選出された80名以下のアカデミー会員が入る。

アカデミー幹部会会員は、アカデミーの部門総会およびアカデミー地方部門総会の推薦（アカデミー幹部会が定める割当数による）、それにアカデミー総裁の推薦により、アカデミー会員の中から選出される。アカデミー幹部会の任期は5年である。

72. アカデミー幹部会は以下のことを行う。

- a) アカデミー会員総会の招集。
- b) 国家権力機関の要請により行われた大小の科学技術計画の専門的評価の結果や、公式の所属にとらわれずに国立の学術機関の活動を監視し、その活動結果を評価承認すること。
- B) アカデミー地方部門の規則およびその修正を承認すること。
- Γ) アカデミー地方部門の総会で選出されたアカデミー地方部門の長を承認すること。
- Д) アカデミー総裁により指名されるアカデミー代表部の長の候補資格について調整を行う。
- e) アカデミーの部門および地方部門の推薦に基づいて、連邦法第18条12項に記されている学術機関の長の候補資格について調整を行う。
- ж) アカデミーが国際的組織の活動に参加することに関する決定を行う。

73. アカデミー幹部会は、その権限の範囲内で決定を行う。

74. アカデミー幹部会の決定により、幹部会の権限行使の一部は、アカデミー総裁およ

び副総裁，アカデミー幹部会主席研究者幹事に委ねることができる。

75. アカデミー幹部会はアカデミー会員総会に報告の義務を負う。

アカデミー幹部会は，アカデミー会員総会の会期と会期の間に幹部会が行った重要な決定事項についてアカデミー会員総会に報告する。

任期終了後，アカデミー幹部会はそれまでの期間中の自らの活動についての報告をアカデミー会員総会に対して行う。

76. アカデミー幹部会の会議は，会員の過半数の出席があれば成立する。

77. 本規則に特段の定めがない場合，決定はアカデミー幹部会会議の出席者の単純多数で行われる。

本規則72項 r) の議題については，アカデミー幹部会会議出席者の3分の2以上の賛成票があった場合に可決される。

78. 本規則に特段の定めがない場合，決定は公開投票により行われる。

79. アカデミー幹部会の活動を保証するものは，アカデミー幹部会主席研究者幹事が主宰するアカデミー幹部会事務局¹⁶である。

アカデミー総裁

80. アカデミー総裁は，アカデミーの管理にあたる単独執行機関である。

81. アカデミー総裁はアカデミーの正会員の中から5年の任期で選出される。同一の人物は2期を超えてアカデミー総裁の職に就くことはできない。

ロシア連邦の法令に75歳以下という制限がある場合，アカデミー総裁の職に75歳を超えているアカデミー会員を推薦することはできない。

アカデミー会員総会によって選出されたアカデミー総裁はロシア連邦政府に承認されてのち就任する。ロシア連邦政府によって就任の承認がなされるまで，アカデミー会員総会により選出された総裁はアカデミー総裁の職務を行う。

5年の任期が経過したのち，アカデミー総裁は，自らが2期目に再任されるかないしはアカデミー新総裁が選出されるまでアカデミー総裁の権限を行使する権利を有する。ただし，5年を経過して6か月を超えない限りにおいてである。

82. アカデミー総裁は以下のことを行う。

a) アカデミーの日々の活動を指導すること。

b) 信任状なしでアカデミーを代表して行動すること。

B) 選挙で選ばれ，アカデミー幹部会により承認を受けたアカデミー地方部門の長たちと労働契約を結ぶこと。

r) アカデミー幹部会の同意を得てアカデミー代表部の長を任命し，そのものと労働契約を結ぶこと。

д) 以下のものを提出すること。

アカデミー幹部会の同意を得て、アカデミー会員総会の審議のためのアカデミー規則案およびその修正案。

アカデミー幹部会の同意を得て、アカデミー会員総会で承認を受けるためのアカデミーの部門およびアカデミー代表部の規程案およびその修正案。

アカデミー幹部会の承認を受けるためのアカデミー地方部門の規則案およびその修正案。

е) アカデミー幹部会の同意を得て、アカデミー規則委員会の編成を承認すること。

ж) ロシア連邦法令および本規則に定められた自らの権限の範囲において、アカデミー幹部会により任じられた代表としての権限を行使して、以下を行う。

金融資産を含めアカデミーの資産を管理する。

地区の連邦出納機関に人名口座や信用機関にその他の口座をロシア連邦法令に従って開設することを保証する。

з) アカデミーの人事政策の策定と実施に関する活動を指導する。

и) アカデミー幹部会の事務局を指揮し、アカデミー幹部会の事務局の内部構成およびアカデミー幹部会事務局の内部組織の諸規程、アカデミー幹部会事務局の定員及び組織規程、アカデミーの財政・経営活動計画および職員数を定める。

к) アカデミー幹部会の同意のもと、アカデミー総裁次官を任命し、その活動部面と権限を定める。

л) アカデミー幹部会の同意のもと、アカデミー顧問を任命する。

м) アカデミー幹部会事務局内部組織の長を任命し、彼らに賞罰を執行する。

н) アカデミー幹部会の同意のもと、副総裁およびアカデミー幹部会主席研究者幹事、その他幹部会会員の中の職務の配分を確定する。

о) アカデミーを代表して以下を行う。

組織加盟団体としての権利を行使する。

アカデミー地方部門の運用上の管理下にある財産の設置者かつ所有者としての職務と権限を行使する。

п) アカデミー幹部会の同意を得て、アカデミーの雑誌の発刊、休刊、廃刊に関する決定を行い、学術雑誌の編集主任およびアカデミー雑誌の編集者を定める。

р) 以上の他に、ロシア連邦法令および本規則によりアカデミーの他の管理機関の権限に帰属しない当面のアカデミー活動の指導上の問題について決定を下す。

83. アカデミー総裁の不在時におけるアカデミー総裁の職務執行は、ロシア連邦法令に則り、アカデミー副総裁に負わせられる。

任期満了前のアカデミー総裁の活動停止の場合、アカデミー総裁の職務執行は、ロシア連邦法令に則り、アカデミー副総裁に負わせられる。

84. 自らの権限行使のために、アカデミー総裁は通達および命令¹⁷を発する。
85. アカデミー総裁は、ロシア連邦法令の定めにより自らの行為に責任を負う。

VI. アカデミーの組織編制

86. アカデミーの組織には、付録№1の一覧によるアカデミー地方部門およびアカデミー地方学術センター、アカデミー代表部が含まれる。
87. アカデミー代表部の開設に関する決定は、アカデミー会員総会により行われる。ロシア連邦領内でのアカデミー代表部の開設は、ロシア連邦法令の求めるところに従って行われ、ロシア連邦領土外においては、ロシア連邦の国際協約に特段の定めがない場合、アカデミー代表部が開設される地域が所在する外国の法令に従って開設される。

アカデミー代表部は法人ではない。代表部の長はアカデミー幹部会の同意のもとアカデミー総裁により任命され、委任にもとづいて職務を行う。代表部はアカデミー会員総会により承認された代表部規程に基づいて職務を行う。

88. アカデミー活動の目的達成のために、アカデミーの基本任務の決定を行いおよびアカデミーの職務を遂行するのは附属文書№2の一覧による学術分野・系統ごとのアカデミーの部門である。

アカデミーの部門

89. アカデミーの部門は、一ないし複数の隣接する学術分野の研究者、すなわち当該アカデミーの部門で選出されたか、他部門からその部門に異動してきたアカデミー会員を統合する。

アカデミーの部門は、法人格を有せず、学術分野の原則により組織される。

90. アカデミーの部門の基本課題は、ロシア連邦法令および本規則が定めるアカデミーの目的を達成し、その基本任務と職務を遂行するための活動を行うことである。
91. アカデミーの部門は、以下に関してアカデミーによる提案の作成に参加する。
- a) 連邦学術機関庁管轄下の学術機関の発展計画。
 - б) 連邦学術機関庁の管轄下にある国家予算機関および自治機関として設置された学術機関の基礎的学術研究および探索的学術研究の実施に向けての国家課題。
 - в) ロシア連邦における長期的基礎的学術研究プログラム遂行の枠内において、連邦学術機関庁管轄下の学術機関において実施される基礎的学術研究および探索的学術研究の計画。
 - г) 連邦学術機関庁管轄下の学術機関の設置および再編、廃止に関するアカデミーの原案作成。

92. アカデミーの部門は学術分野ごとにアカデミーによる以下の職務遂行に参加する。
- a) 連邦学術機関庁管轄下の学術機関の学術活動の評価。
 - 6) 連邦予算を原資として着手された学術および（あるいは）科学技術の成果の専門的評価。
 - B) その管轄系統にかかわらず国立学術機関の活動成果の効率性について、点検し、評価すること。
93. 各アカデミーの部門は学術系統ごとの分科から構成される。アカデミーの部門には学術会議¹⁸、諸委員会等¹⁹が置かれる。
94. アカデミーの部門に所属するアカデミー会員はアカデミーの部門総会を構成する。当該部門規程に定めがある場合、その部門の専門で学術活動を行っている学術機関や高等教育機関の代表者がその部門の総会の活動に参加することができる。
95. 本規則が定める手続きにより選出された正会員幹事²⁰がアカデミーの部門活動を指導する。
96. アカデミーの部門には、アカデミーの部門正会員幹事が指導するアカデミーの部門幹事局が編制される。
- アカデミーの部門の正会員幹事次席および幹事局局員はアカデミーの部門総会構成員の中から秘密投票により5年の任期で選出され、アカデミー幹部会の承認を受ける。
97. アカデミーの部門は、連邦法令および本規則が定める手続きにより学術機関の長の就任を承認する案件の決定のために、連邦学術機関庁に移管された学術機関の研究員会議²¹の提案を考慮して、上記学術機関の長の選出のための候補資格につきアカデミー幹部会と調整、合意する。
98. アカデミーの部門幹事局は、アカデミーの部門総会の会期と会期の間に幹事局が行った重要な決定事項についての情報をアカデミーの部門総会に提出する。
- 任期終了後、アカデミーの部門幹事局は任期中の会期における幹事局の活動に関する報告をアカデミーの部門総会に提出する。
99. アカデミーの部門の正会員幹事は、アカデミー幹部会の会議においてアカデミーの部門の管轄に帰せられる事項についての報告者となる。
100. アカデミーの部門の設置および廃止、活動に関する規定ならびにその目的および課題、所属分科の目的および課題、アカデミー管理機関の決定準備へのアカデミーの部門の参加規定その他部門の活動に関する諸問題は、アカデミー幹部会により採択される当該アカデミーの部門規程により定められる。

アカデミー地方部門

101. アカデミー地方部門は、当該地方で働くアカデミー会員を統合する。
アカデミー会員の選挙にあたっては、アカデミー地方部門幹部会は地方部門に定められた欠員の専門ごとの配置をアカデミーの部門幹事局と調整、合意する。
102. アカデミー地方部門は、連邦国家予算機関という法的組織形態で設立された法人である。
103. アカデミー地方部門の基本的課題は、最重要の学術的問題の解決に向けられた基礎的学術研究および探索的学術研究の組織および実施であり、また、当該地方およびロシア連邦の卓越した発展を保証することである。
アカデミー地方部門はアカデミーの部門と協力して学術機関および高等教育機関の学術および科学技術活動の研究上の指導に加わる。
104. アカデミーは、ロシア連邦政府が定める手続きと内容においてロシア連邦を代表して、アカデミー地方部門の運用上の管理下にある資産の設置者および所有者の権限を行使する。
105. アカデミー地方部門規則およびその修正は、アカデミー地方部門総会により採択され、アカデミー総裁の提起によりアカデミー幹部会で承認される。
106. アカデミー地方部門の最高管理機関はアカデミー地方部門規則によりその権限が定められるアカデミー地方部門総会である。アカデミー地方部門総会の構成員には当該地方部門の構成員であるアカデミー会員のすべてが含まれる。
107. 当該地方部門規程に定めがある場合、連邦学術機関庁の管轄下にある当該地方の学術機関の代表者がその部門の総会の活動に参加することができる。
108. アカデミー地方部門の合議制執行機関は、アカデミー地方部門幹部会である。
109. アカデミー地方部門幹部会は、アカデミー地方部門議長およびアカデミー地方部門副議長若干名、アカデミー地方部門主席研究者幹事、アカデミー地方部門幹部会会員から構成される。
110. アカデミー地方部門議長は、アカデミーの正会員の中からアカデミー地方部門総会により選出され、アカデミー幹部会により承認を受ける。
111. アカデミー地方部門議長およびアカデミー地方部門幹部会の選出方法ならびにその権限は、アカデミー地方部門規則により定められる。
112. アカデミー地方部門幹部会会員の選挙は、アカデミー地方部門規則の定める手続きにより5年任期の秘密投票で行われる。
113. アカデミー地方部門幹部会はその活動についてアカデミー地方部門総会に報告義務を有する。
114. アカデミー地方部門幹部会は、アカデミー地方部門総会に対し、アカデミー地方部

門総会の会期と会期の間には幹部会が行った重要な決定について情報を提出する。

115. アカデミー地方部門幹部会は、任期終了後、アカデミー地方部門総会に対し、自らの過去の活動について報告書を提出する。

116. 地方部門は毎年自らの活動についての報告書をアカデミー幹部会に提出し、また、アカデミーが毎年ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府に提出しているロシア連邦における基礎的学術の状態に関する報告の作成およびロシア人研究者が達成した学術成果のうち最も重要なものについての報告の作成、ならびに基礎的学術の優先的発展方向についての提案の作成および探索的学術研究の方向についての提案の作成に加わる。

アカデミー地方学術センター

117. アカデミーの地方学術センターはロシア連邦政府が定める手続きにより設置される。

VII. アカデミーの資産および財政的保障

118. アカデミーの資産は連邦の所有物であり、管理運用上の権利でアカデミーに所属せしめられているものである。

119. アカデミーの資産に含まれるものは、アカデミーの活動と発展を保証し、さらにその職員の福利厚生上の必要性を満たす動産および不動産である。

120. アカデミーの資産形成の原資となるものは、以下のものである。

- a) 管理運用上の権利でアカデミーに所属せしめられている動産および不動産。
- b) 連邦の予算や活動の結果得られた資金で獲得された資産
- B) 寄付や遺言による贈与を含めロシア連邦法令が定める上記以外の根拠により得られた資産。

121. 運用上の管理権においてアカデミーに所属せしめられている資産から得られた成果および産出物、収入、また、契約によりアカデミーが獲得した資産およびその他の理由で得られた資産は、アカデミーの運用上の管理下に入る。

122. ロシア連邦法令に特段の定めがない場合、アカデミーはアカデミーに所属せしめられている資産および連邦予算ないしは国家による予算外の基金に由来するアカデミーに割り当てられた資金の譲渡や何らかの負担が引き起こされる恐れのある法律的行为をする権利を有しない。

123. アカデミーは所有者の同意を得て、ロシア連邦法令が定める手続きおよび条件により、不動産を含むその非利用資産を買い取り権なしで賃貸しする権利を有する。

124. アカデミーは土地を固定的（無期限）使用権で保有する。

125. アカデミーは、ロシア連邦法令に従い、知的活動の成果およびその他科学技術活動

の成果に対する権利を運用することができる。

126. 「非営利組織に関する」連邦法第92条13項に定められている基準に当てはまる高額取り引きをアカデミーが行えるのはロシア連邦政府の事前同意²²を得た場合のみである。

ロシア連邦政府あるいは政府より権限委譲された機関による事前同意なしで行われた高額取り引きは、取り引きの一方が事前承認がないことを知っていたかあるいは知りえる立場にあったことが証明されるならば、アカデミーあるいはロシア連邦政府の訴えにより無効であると認めることができる。

アカデミー総裁は、上記高額取り引きが無効であるか否かにかかわらず、本規則の定めるところに違反して当該取り引きを行った結果アカデミーに与えた損害額につきアカデミーに対して責任を負う。

127. 「非営利組織に関する」連邦法第27条に定める基準に当たる利害関係を有する取り引きをアカデミーが行うことができるのはロシア連邦政府の事前承認²³を得た場合のみである。

128. アカデミーの活動の財政上の保障に係る費用は、当該年度および当該計画期間において連邦予算の各項目により規定される。

129. アカデミーの活動の財政上の保障は、外貨による資金を含め以下のとおりである。

- a) 連邦予算から受け取る補助金。
- b) 国家あるいは私的な基金から受け取る資金。
- B) ロシア連邦および外国において法人および個人と結んだ有償による民法上の契約ならびに国家や地方自治体との契約の実施によるものを含め、ロシア連邦法令および本規則に基づいてアカデミーが行う活動がもたらす収入から得られる資金。
- r) アカデミーの財産および財産権の利用から得られた資金。
- d) 任意の納入金および納入物、(外国のものを含め)法人および個人の寄付、(外国のものを含め)法人および個人ならびにロシア連邦政府が定めた手続きに従いロシア連邦政府の領土内において研究補助金を供与する権利を与えられた国際組織からの研究補助金。本規則の定めるアカデミーの目的および任務に基づき、ロシア連邦法令に則りアカデミーが使用する、寄付ないしは遺言による贈与形態で得られたアカデミーの資産。
- e) その他ロシア連邦法令で禁じていない資金源から入ってくる資金。

130. アカデミーは、アカデミー地方部門の活動の財政的保障に充てられる連邦予算資金の最高管理者²⁴である。

131. アカデミーは連邦出納局地区機関に法人名口座を、また、ロシア連邦法令に則り信用組織にその他の口座を開設する。

132. 得られた財政の範囲内で、アカデミーはアカデミーにおける職員数および賃金体系、さらにロシア連邦法令および本規則に従って得られた資金支出の基本方針を自主的に定

める。

133. ロシア連邦法令が定める手続きにより、アカデミーは帳簿をつけ、会計報告および統計報告、その他の報告書を作成し提出する。

134. 連邦法に特段の定めがない場合、アカデミーは現金資金を信用組織に預金することや、また有価証券での取り引きを行う権利をもたない。

135. アカデミーは、運用上の財産管理権により所有者がアカデミーに所属せしめた資産であれ、活動の結果もたらされた収入によって得られたものによってアカデミーが獲得したものであれ、アカデミーの運用上の管理下にあるすべてのものについて自らの義務として責任を取る。ただし、所有者がアカデミーに所属せしめた高額の動産あるいは所有者の配分した資産によってアカデミーが獲得した資金や不動産は除く。

アカデミー資産の所有者はアカデミーの義務により生じた責任を負わない。

136. アカデミー廃止の場合、アカデミーの資産のうち債務清算の後残ったものおよびロシア連邦法令に従いアカデミーの債務の返還に充てられない資産は、廃止委員会により連邦国有財産管理機関に引き渡される。

VIII. アカデミーと国家権力機関および組織、個人との協力

137. アカデミーは連邦法およびそれにしたがって定められたロシア連邦の法的規範によって定められた任務と職務の範囲内において自らの活動の独立性をもっている。

138. アカデミーは、ロシア連邦法令および本規則に定められたその目的を達成し、基本的任務を解決し、自らの権利を実現するために、ロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関、地方自治機関、国家機関、組織、個人と協力関係を結ぶ。

139. アカデミーは連邦学術機関庁と協力するために以下のことを行う。

- a) 連邦学術機関庁管轄下の学術機関の発展計画作成にあたって原案を作成する。
- b) 連邦学術機関庁の管轄下であり、国家予算機関および自治機関の形態で設置された学術機関の基礎的研究および探索的研究の実施のための国有建造物についての提案を準備する。
- b) ロシア連邦における長期的基礎的学術研究計画の枠内において、連邦学術機関庁の管轄下にある学術機関の基礎的学術研究および探索的学術研究の実施計画の準備に参加する。
- r) 連邦学術機関庁管轄下の組織の学術活動の評価の実施に参加する。
- d) 連邦学術機関庁管轄下の学術機関の設置および再編、廃止の問題についての見解を提出する。
- e) 連邦学術機関庁の管轄下に移行した学術機関の長の候補資格について調整、合意する。

140. アカデミーは、自らの活動の目的を達成し基本的任務を解決するために、ロシア連邦法令および本規則の定める手続きによりロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関、その他国家機関や、また市民や組織と以下の手段を含め情動的連携をもつ。その際以下の方法による。

- a) アカデミーの代表が専門的評価機関や諮問機関、調整機関その他の補助機関の活動に参加すること。
- 6) アクセス制限のある資料を除いて、ロシア連邦法令が定める手続きにより権力機関や地方自治機関、組織、市民その他関係者の求めに応じてアカデミーに関する情報を提供する。
- B) ロシア連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体国家権力機関、その他の国家機関、市民、組織は、アカデミーの求めに応じてそれら機関等のもとにあり、アカデミーがその活動目的の達成や基本的任務の解決のために必要とする学術および（あるいは）科学技術情報（分析的資料や参考資料を含め）を提供する。上記の情報の提供は、ロシア連邦政府の定める続きにより、ロシア連邦「国家機密」法およびロシア連邦「営利活動秘密」法、ロシア連邦民法を考慮して行われる。
- r) 国家機密および職務上の秘密、その他法により保護されている秘密に関するロシア連邦法令の基準を考慮して、関係者のアカデミー収蔵図書や文書館の文書、博物館の収蔵品の利用を保証する。
- д) 学術の普及および宣伝、学術的知識や技術的知識の拡散、学術と研究活動の社会的地位の向上のための情報活動を行う。
- e) アカデミーに委任された課題の解決のため、ロシア連邦政府の定める手続きにより、国庫資金によって基礎的学術研究や探索的学術研究を行っている学術機関および高等教育機関から、学術および（あるいは）科学技術上の成果に関する年次報告書を受け取る。

IX. 移行規定

141. ロシア医学アカデミーの準会員およびロシア農学アカデミーの準会員は、本規則がロシア連邦政府により承認された日より、アカデミーの準会員となる。

142. ロシア医学アカデミーの外国人会員およびロシア農学アカデミーの外国人会員は、本規則がロシア連邦政府により承認された日より、アカデミーの外国人会員となる。

143. 連邦法施行の日以前に所定の手続きによりしかるべき権限を与えられていたアカデミー総裁は、最初のアカデミー会員総会開催の日より3年間上記権限を行使する。

144. 連邦法施行前に所定の手続きにより権限を与えられていたロシア医学アカデミー総裁およびロシア農学アカデミー総裁は、最初のアカデミー会員総会が開催された日から

3年間アカデミー副総裁の権限を行使する。

145. 連邦法施行後の最初のアカデミー会員総会により、アカデミー幹部会、アカデミー副総裁（連邦法第18条8項により権限を与えられた副総裁を除いて）、アカデミー幹部会主席研究者幹事が選出され、アカデミー規則が採択される。

この総会に出席するものは、連邦法施行前にロシア科学アカデミーおよびロシア医学アカデミー、ロシア農学アカデミーの正会員および準会員の称号をもつものである。

146. 最初のアカデミー会員総会で選出されたアカデミー幹部会およびアカデミー副総裁、アカデミー幹部会主席研究者幹事は、上記総会開催の日より3年間その権限を行使する。

連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」規則附属文書No.1

連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」地方部門一覧

1. 連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー極東部門」
2. 連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミーシベリア部門」
3. 連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミーウラル部門」

連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」規則附属文書No.2

連邦国家予算機関「ロシア科学アカデミー」部門一覧

1. 数理科学部門
2. 物理学部門
3. ナノテクノロジーおよび情報技術部門
4. エネルギー工学および機械工学・力学²⁵・制御工学²⁶部門
5. 化学および物質科学部門
6. 生物科学部門
7. 地球科学部門
8. 社会科学部門
9. 歴史学・文学部門
10. グローバル問題および国際関係部門
11. 生理学部門
12. 農学部門
13. 医学部門

《注》

- *1 本稿は、Устав Федерального Государственного Бюджетного Учреждения "Российская Академия Наук" утвержден постановлением Правительства Российской Федерации от 27 июня 2014 г. № 58 の翻訳である。規則本文は、ロシア科学アカデミーHPより取得<https://www.ras.ru/about/rascharter/general.aspx?print=1> © 2015 Российская академия наук (2015.04.20.閲覧)。
- 本規則は、2013年9月27日付ロシア連邦法№253-ФЗ「ロシア科学アカデミーおよび国立科学アカデミーの再編ならびにロシア連邦諸法の修正について」において再編法「施行日から6か月以内に開催される」アカデミー総会で採択されることになっていたが、3か月近く遅れて制定された。
- *2 ロシア革命まで使用されていたユリウス暦による日付。カッコ内は太陽暦による日付。
- *3 原語はГосударственная академия наук。慣用上「国立科学アカデミー」と訳すが、ロシア語のнаукаは自然科学に止まらない幅広い学問領域を表す言葉であり、日本語の学術に近い。
- *4 原語はВестник Российской Академии Наук。
- *5 原文はнаучно-консультативный услуг。
- *6 原語は， академик。1996年8月23日付№127-ФЗ「学術および国家学術・技術政策に関する連邦法О науке и государственной научно-технической политике」が2013年9月27日に改正された際に、それまでの действительный член という称号がこのように変更された。ロシア科学アカデミーだけではなく、ロシア連邦のその他の国立科学アカデミーでも同様の変更が行われた。本翻訳ではこれまでと同じく「正会員」という訳語を用いる。
- *7 原語は академик-секретарь。
- *8 原語は бюро отделения Академии。 бюроはアカデミー会員によって編制される管理機関の一種。以下では、 бюроを幹事局， аппаратを事務局と訳す。
- *9 原語は работники аппарата президиума Академии。
- *10 原語は， собрание секций Академий。
- *11 原語は научный совет， アカデミーの学術会議は通常アカデミーの部門ないしはアカデミー幹部会（複数の分野にわたる問題を扱う場合）に付属して設置される学術指導機関 научно-консультационный орган。ロシア科学アカデミーのHPによれば、「学術研究上の重要問題に関する学術会議 научный совет (委員会 комиссия) の任務は、何よりも、当該学術分野・系統に関する研究状況の分析であり、多様な管轄にわたる諸機関によって行われている学術研究の調整に関与することである。無償原則で活動する学術指導機関である学術会議は、科学アカ

デミーおよび分野別アカデミーの指導的研究者，高等教育機関職員，当該問題の解決に関与する省庁・組織の代表者から構成される。学術会議の活動形態の中で重要な位置を占めるものは定例会議 *сессия* と代表者会議 *конференция* の組織であり，出版活動への関与である。」「学術研究上の重要問題に関する学術会議は，通常，科学アカデミーの部門に付属する。科学アカデミーの複数部門の問題にわたる学術会議のある者はロシア科学アカデミー幹部会に付属する」（ロシア科学アカデミーHP， <http://www.ras.ru/sciencestructure.aspx> 2016.03.23.閲覧）

- *12 原語は *научно-технический совет*，技術開発に関わり学術会議と同様の任務をもつ組織。
- *13 *личный листок по учёту кадров*
- *14 原語は *учёный совет*。
- *15 原語は *положение о счетной комиссии и секретариате общего собрания членов Академии*。
- *16 原語は *аппарат президиума Академии*。
- *17 *распоряжения* を通達，*приказы* を命令と訳した。日本版ウィキペディアによれば，「通達（つうたつ，英語: circular notice）とは，主に行政機関内部において，上級機関が下級機関に対し，指揮監督関係に基づきその機関の所掌事務について示達するため発翰する一般的定めのことをいう」とあり，ロシア語版 *Википедия* の *Распоряжение — в административном праве вид акта управления, издаваемого, как правило, единолично руководителем коллегиального органа, в целях разрешения оперативных вопросов; чаще всего, имеет ограниченный срок действия и касается узкого круга должностных лиц и граждан.* に対応すると考えられる。
- *18 原語は *научный совет*。
- *19 原語は *комитеты и комиссии*。
- *20 原語は *академик-секретарь*。
- *21 原語は *собрание научных сотрудников*。
- *22 原語は *предварительное согласие*
- *23 原語は *предварительное одобрение*
- *24 原語は *главным распорядителем*
- *25 原語は *механика*。
- *26 原語は *процесс управления*。